

中学生 全学年対象
「京都府私立中学校等修学支援金」

2018 年 7 月

「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」

に係る申請についてのご案内

趣旨：私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収 400 万円未満の世帯（※）に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

※父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安であり、家族の状況等により異なります。詳細は申請書類を御覧ください。

※昨年度とは判定方法が異なりますので、御注意ください。（昨年度に支援対象となった場合でも、対象とならない場合がございます。）

※本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、支援の対象とならない場合がございます。

*** 裏面の「申請にあたっての留意事項」を必ずご確認ください。**

詳細は事務室にて配付中の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書」をご確認ください。

※申請には保護者等の平成 30 年度課税証明書等のほか、保有資産確認書類等の添付が必要になりますので、対象の方はお早めに受領の上ご準備ください。

申請書類配付・提出先：立命館中学校・高等学校事務室
提出期間：2018 年 8 月 27 日(月)～8 月 31 日(金)

17:00 厳守

立命館中学校・高等学校事務室

TEL:075-323-7111

申請に当たっての留意事項

○本事業は、私立小中学校の授業料負担が、家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯の児童生徒について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などの実態を把握するための国の実証事業です。

○本事業に申請するためには、以下の基準を満たしている必要があります。ただし、本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても支援の対象とはならない場合がございますので、御了承ください。

①在籍基準

7月1日時点で、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在籍していること

②所得基準

保護者等（※）全員の年収合計が400万円未満の御家庭であること。具体的な基準としては、所得金額の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する）から所得控除合計等を差し引いた額の合計が140万円未満（寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満）であること。

③資産等基準

祖父母等からの教育資金の一括贈与（祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより、一定額までを贈与税非課税とする措置）を受けていないこと。

保護者等（※）全員の保有資産額の合計が600万円以下であること

※保護者等とは、親権者全員（親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のことを指します。

○支援を受けるためには、文部科学省が実施するアンケート調査及びヒアリング調査に御協力いただく必要があります。なお、ヒアリング調査への御協力は、調査対象に選出された場合についてのみです。

○本事業に申請するためには、以下の①～③の全ての書類の提出が必要です。

なお①申請書②誓約書と③意識調査書は回収用封筒が別になりますので、御注意ください。

①申請書（平成30年度課税証明書と保有資産を確認できる書類の添付が必要です）

※課税証明書上に、繰越損失があると見込まれる場合は、別途確定申告書の控えの写しを提出してください。

②誓約書

③意識調査書（アンケート調査）

○支援対象に選定された方に、最大で年額10万円を支援します。支援金は、原則として学校が代理受領し授業料が減額されます。支援対象者及び支援額の決定は、1月以降を予定しております。